

森・濱田松本法律事務所弁護士、一橋大学法科大学院特任教授
 射手矢好雄

(2) 刑事処罰

本件では、上海福喜の行為は前述の刑法 143 条や 144 条に該当する。報道では、上海市の公安局が、上海福喜の担当者 6 人を逮捕拘束したとあるが、刑事処分の一環である。

(3) 民事賠償

民事の損害賠償は、消費者（店舗で食べ物を購入した者）からの視点及び販売者（上海福喜から加工肉を仕入れた業者で、マクドナルド等がこれにあたる）からの視点の二面から検討しなければならない。

まず、消費者は、食品安全法 96 条に基づき、販売者（例えば中国のマクドナルドやケンタッキーフライドチキン）または生産者（上海福喜）のどちらに対しても、商品代金の 10 倍の賠償金を請求できる。実際の損害（例えば病気になった場合の治療費）があった場合は実額（この部分は 10 倍ではない）も請求できる^{注1}。なお、食品安全法の改正案では、消費者は実際の損害の賠償に加えて、代金の 10 倍または損害の 3 倍のどちらか高い方の支払を請求できることになるので、実際の損害の 4 倍以上の賠償請求が可能になる。

次に、販売者は、自分が消費者に支払った賠償額を生産者に求償できる（現行法でもそう解釈できるし、改正案では求償を明確化した）。販売者と生産者との間には、加工肉の仕入れに関する契約があるはずだから、その契約違反に基づく損害賠償も請求できる。

4. 課題

中国の食の問題は根が深い。法律に基づき中国政府が厳しい処罰を行ない管理を強化することが期待されている。それだけではなく、食品を消費者に販売する業者が原材料をどうチェックするのか、消費者がどう自衛するのも重要である。法律だけではなく、政治や経済や文化も考慮したハイブリッドな対応が必要となる。

もちろん、日本でも食品偽装事件は起きている^{注2}。その意味で食の安全は日本でも大きな問題であるが、中国の場合は桁違いにスケールが大きく、複雑な問題が絡んでいる。

中国における法的な防衛策としては、契約内容を見直す方法がある。食品工場と取引する業者（工場から食品

を仕入れて、消費者に製品を販売する業者）は、中国の食品工場との契約内容を厳しくし、立入検査する権限や検査官を長期派遣する権限を定めたり、契約違反があった場合の高額のペナルティを定めたりすることが考えられる。そして実際にも監視監督を強化して実効性を高める必要がある。今回の鶏肉の事件でも、マクドナルドの検査が行われている時には工場は期限切れ材料を使わずに問題を隠していたので、検査の長期化など監督強化が課題になる。

経済的な考察としては、食品工場がこのような偽装を行っても割に合わないと思わせることが重要である。「儲ければ良い」との発想が根底にあるのだから、儲からないようにすれば良い（この点は偽物対策の考え方と共通する）。そのためには、まずは中国政府による厳格な取締と処罰が必要である。政治的に考えても、中国政府は中国人民の不満（空気が汚い、食べ物が危険だ、住む所がない、生活費が高い、汚職が横行しているなど）を抑えるために、食品の安全が基本政策の一つとなる。

さらには、消費者が品質の悪い食品には手を出さないという文化的な側面も必要となる。そのためには、貧富の格差を無くさなければならず、中国政治の問題になる。やはり、中国の食の安全は奥の深い問題である。

（注 1）中国では、食品安全に合致しないことを知りながら、消費者が食品を購入した場合でも、その消費者は代金の 10 倍の賠償金の請求ができる。中国では、最高人民法院が指導性判例を公表している。最高人民法院が 14 年 1 月に公布した指導性判例 23 号では、消費者が品質保持期限を過ぎていることを知りながら、ソーセージを購入した事例で、販売者（スーパーマーケット）に 10 倍の賠償金支払を命じている（12 年 9 月 10 日江蘇省南京市江寧区の基層人民法院の判例）。

（注 2）日本では 2013 年にアクリフーズ（当時）群馬工場製造の冷凍食品に農薬が混入された事件が起こった（14 年 1 月に契約社員が逮捕）。13 年には複数のホテルやレストランでメニューの食材を偽装する問題が起きた。07 年にはミートホープ社の牛肉ミンチの品質表示偽装事件があった。「赤福餅」や「白い恋人」の消費期限の偽装（07 年）、船場吉兆の食べ残し再提供（07 年）、不二家の期限切れ原材料使用（06 年、シュークリームの原材料の牛乳）もあった。00 年には雪印乳業の乳製品による食中毒事件も起きた。

Q&A 中国ビジネス Q&A 中国の食の安全

Q 中国の食の安全はどうなっているのでしょうか？

A 食品安全法や刑法に処罰が規定されていますが、まだまだ課題はあります。法律だけでなく、政治・経済・文化を視野に入れたハイブリッドな対応が必要です。

1. 期限切れ鶏肉事件および過去の事例

中国の食の安全がまたもや揺らいでいる。

2014年7月には中国の食肉加工会社（上海福喜食品有限公司。中国の内資企業ではなく、米国系の外資企業）が使用期限切れの鶏肉を原材料として混入していたことなどが判明した。上海のテレビ局が加工工場を取材し、カビが生えた肉の様子や、床に落ちた肉を手で拾って再度機械に入れる場面などが報道された。その映像は日本のテレビでも紹介された。中国や日本のマクドナルド、中国のケンタッキーフライドチキン、日本のファミリーマートなどがその加工肉を使用していたことも判明し、大きな話題となった。

過去にも、中国産食品の安全性が問題になった事例は多数ある。日本は中国から食品を輸入することが多いため、日本に与える影響も大きい。

例えば、冷凍餃子中毒事件（08年、中国の天洋食品の従業員が殺虫剤を混入、日本でも食中毒が発生、2010年に従業員が逮捕され、14年に無期懲役刑）や、メラミン入り粉ミルク事件（08年、中国の三鹿集団製の粉ミルクから有害物質が検出、多数の健康被害、会社の代表者に無期懲役刑）がある。さらには、中国国内では豚肉から薬品が検出されたり（11年）、漬物（04年）や茶葉（05年）から農薬が検出されたりしている。これら以外にも中国では、食用油、酒、ダイエット食品、着色料などの食品の安全性についての事件が多数報道されている。

2. 法律の仕組み

中国法の体系では、食品安全法と刑法で食の安全を守ろうとしている。

「食品安全法」が基本法であり09年6月に施行されている。ここでは食品薬品监督管理局に行政処罰とし

て罰金（過料）を課す権限、違法所得や違法物品等を没収する権限、立入検査する権限などを与えている。さらに厳格な規制にするための改正が予定されており、14年6月に草案（意見募集稿）が発表されている（本稿では現行法を基準にするが、適宜改正案をフォローする）。食品安全法の下に、その実施条例（09年7月施行）や、輸出入食品安全管理規則（13年3月施行）などがある。

食品に関する犯罪が刑法の中に規定されていることが、中国法の特徴である。

すなわち、刑法はその第3章に社会主義市場経済破壊罪という類型を定めている。その中で、安全標準に合致しない食品の製造販売罪を規定し（143条）、有毒有害食品の製造販売罪を規定している（144条）。最高刑は無期懲役となっている。何をもって重大な事故となるか（量刑を決める基礎になる）について、最高人民法院は司法解釈を発表している（13年5月施行）。刑法はさらに、国家安全に対する罪として、危険物質投入罪を定めており、最高刑は死刑である（刑法115条）。多数の者に流通する食品に毒物を混入する行為はこれに該当する。

3. 法的責任

今回の期限切れ鶏肉事件の法的責任を考察する。

(1) 行政処罰

上海福喜の行為は食品安全法に違反する。同法28条は、品質保持期限を超えた食品やカビが生えた食品の生産や取扱を禁止しており、85条は罰則として、違法所得の没収、食品や設備等の没収、製品価格の10倍以下の罰金（過料）、営業許可証の取消を規定している（改正法案では罰則を強化）。

報道レベルでは、上海市の食品監督当局が加工食品100トンを押収とあるが、上記の行政処罰の一環である。事案の究明に従い、さらなる行政処罰が下されることになる。